

令和4年度 文教委員会資料②

【議案第173号】

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年11月24日)

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号							○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号								
別表（第12条関係） 1 施設専用利用料							別表（第12条関係） 1 施設専用利用料								
種別			金額					種別			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日				午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分				9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分
大 体 育 室	入 場 を 収 め ない 場 合	幸高津宮前多摩麻生 全面利用	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円	大 体 育 室	入 場 を 収 め ない 場 合	幸高津宮前多摩麻生 全面利用	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円
		幸高津宮前多摩麻生 半面利用	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円			幸高津宮前多摩麻生 半面利用	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円

改正後							改正前										
	入場料徴収場 を徴す合	生															
		幸高津宮前多摩麻生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円
		幸高津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円
		宮前麻生	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円
		多摩	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第1 武道室	高津多摩麻生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	
第2 武道室	高津多	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円	

改正後							改正前							
	摩 麻 生							摩 麻 生						
研修室	高 津 多 摩 麻 生	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	研修室	高 津 多 摩 麻 生	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第1研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円	第1研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円	
	宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円		宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第2研修室	幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円	第2研修室	幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円	
	宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円		宮 前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円	
第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円	第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円	
軽運動室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円								
種別		単位				金額	種別		単位				金額	
温水プール	多 摩	1コース1回2時間まで				3,630円	温水プール	多 摩	1コース1回2時間まで				3,630円	
アーチェリー練習場	多 摩	1回2時間まで				1,080円	アーチェリー練習場	多 摩	1回2時間まで				1,080円	
野球場	多 摩	1回2時間まで				3,020円	野球場	多 摩	1回2時間まで				3,020円	
テニスコート	多 摩	1面1回1時間まで				900円	テニスコート	多 摩	1面1回1時間まで				900円	
テニスコート	多	1面1回1時間まで				960円	テニスコート	多	1面1回1時間まで				960円	

改正後				改正前			
ト	照明施設	摩		ト	照明施設	摩	
備考				備考			
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>				<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>			
2 設備専用利用料				2 設備専用利用料			
	種別	単位	金額		種別	単位	金額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位	1回	1,210円	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位	1回	1,210円
	その他設備	1組、1キロワットその他1単位	1回		1,810円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位
備考				備考			
<p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合</p>				<p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合</p>			

改正後

は、3回として扱う。

2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。

3 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室 研修室 第1 研修室 第2 研修室 第3 研修室 軽運動室	6歳以上18歳未満の者 (小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下第1 研修室 第2 研修室 第3 研修室 除く。)) 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者(学生を除く。)	240円	240円	240円	240円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング グ室	6歳以上18歳未満の者	1人1回3時間まで 超過時間30分までごとに			

改正前

は、3回として扱う。

2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。

3 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者(学生を除く。)	240円	240円	240円	240円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング グ室	12歳以上18歳未満の者	1人1回3時間まで 超過時間30分までごとに			

改正後				改正前				
温水プール	生（小学校に在学する者が利用する場合にあつては、ボルダリングウォールに限る。）	（小学校入学前教育の者をいう。）除く。） 18歳以上の学生	120円	20円	温水プール	（小学生を除く。） 18歳以上の学生	120円	20円
	では、ボルダリングウォールに限る。）	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 240円	40円		18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 240円	40円
		3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	1人1回2時間まで 240円	60円	温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 240円	60円
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円	150円		15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円	150円	